

情 個 審 答 申 第 2 6 号
令和8年（2026年）2月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見について（通知）

令和8年（2026年）1月13日付け戸住発第000387号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

| | |
|-----------|--|
| 業 務 の 名 称 | 住民基本台帳に関する事務 |
| 担 当 部 署 | 文化市民局市民生活部戸籍住民課 |
| 審議会の意見 | <p>特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書については、了承します。</p> <p>【附帯意見】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 評価書中「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（本人確認情報ファイル）」のうち、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄の「リスク①」を具体的に記載すること。2. 同欄の「リスク②に対する措置」に、従事者による情報漏えいを防ぐための措置（カメラ等の私物の持込みを禁止する等）についても追記すること。3. 交付処理業務においては、来庁者本人とその個人情報とが結び付くことで不正利用のリスクが高まることから、従事者への啓発を積極的に行う等、不正利用の防止に向けた対策を講じること。4. 業務委託に当たっては、仕様書と実際の運用との整合性が常に図られた状態を保つため、次に掲げる措置を実施すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 新たな委託業務開始前に、受託業者における運用等が仕様書と整合していることについて十分確認を行うこと。(2) 新たな委託業務開始後においても、仕様書どおりの運用等が適切に行われているかどうか、適宜確認を行うこと。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(3) 再委託（再々委託以降を含む。以下同じ。）を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認を行うこと。</p> <p>5. 市は、熊本市情報セキュリティ対策基準等に鑑み、必要な対策を実施したうえで、マイナンバーセンター運營業務におけるセキュリティを確保するとともに、情報技術の進展に応じたセキュリティ対策を検討し、随時改善を図ること。</p> <p>6. 市は、受託業者が行う情報セキュリティに関する研修が形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討するよう促すこと。また、市の受託業者に対する監査についても形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討すること。</p> |
|--|---|